

広報はちまん【4月号】

刊行：岐阜八幡労働基準監督署

労働基準法、労働安全衛生法の一部が改正されます【4月～】

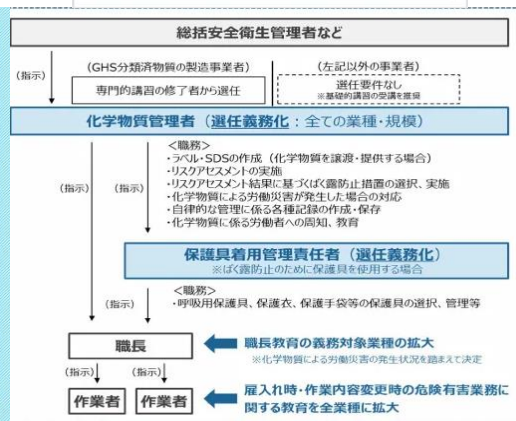
主な改正点

【労働基準法関係】

- ①労働条件の明示ルールの変更
- ②裁量労働制の見直し
- ③時間外労働の上限規制 適用猶予後の新ルール
 1. 自動車運転者、建設業に対する時間外労働の上限規制の適用等
 2. 医師に対する時間外労働の上限規制の適用

【労働安全衛生法関係】

化学物質管理者、保護具着用管理責任者の選任義務化



令和6年の労働災害発生状況について（3月末集計）

※死傷者数は休業4日以上のもの

	令和6年 (死亡者数)		令和5年 (死亡者数)		対前年比 増減数、増減率	
全産業	7		17		-10	-58.8%
製造業	2		2		0	0.0%
建設業	1		4		-3	-75.0%
運送業	0		0		0	0.0%
林業	2		2		0	0.0%
小売業	1		1		0	0.0%
社福祉	0		1		-1	-100.0%
旅館業	0		0		0	0.0%
その他	1		7		-6	-85.7%

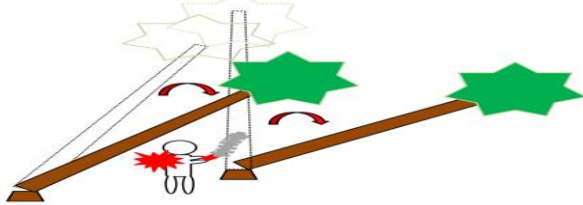
担当者の一言

・休業4日以上の労働災害（7件）のうち、事故の型別では、**はさまれ・巻き込まれ3件、墜落・転落2件、転倒1件、切れ・こすれ1件**となっています。

・また、7件の平均休業日数は**30日**と長期の休業を要するものとなっています。

・機械の調整時は機械が停止したことを、作業場所の移動時は足を十分に確認するなど、**基本動作の再確認（不安全行動の防止）**を行ってください。

【速報】令和6年5月災害発生事例



災害発生状況

被災者は、チェーンソーを用いて、かかり木処理のため、かかり木にかかっている木を伐倒したところ、かかり木が被災者の方向に倒れ、かかり木の下敷きになったもの

災害発生原因

かかり木処理の方法として、木回しやフェリングレバー、けん引具等適切な機械器具を使用するのではなく、かかっている木を伐倒したこと
労働者に対するかかり木処理の方法の周知及び教育が不足していたこと

再発防止対策

あらかじめ伐倒する立木について実地調査を行った上で、かかり木処理の方法、退避場所を決定し、関係労働者全員に周知・教育を行うこと
かかり木処理は木回しやフェリングレバー、けん引具等適切な機械器具を使用すること

かかり木処理の禁止事項

- ①かかっている木の伐倒
⚠️かかり木がいつ落ちてくるかわからない
- ②投げ倒し（浴びせ倒し）
⚠️伐倒木が予想しない方向に跳ねる危険性あり
- ③かかっている木の元玉切り
⚠️切り離れた時、かかり木が落下・滑落する
- ④かかっている木の枝切り
- ⑤肩で担ぐ
- ⑥かかり木の放置



STOP！熱中症

クールワークキャンペーン

5月～9月のキャンペーン期間に合わせ、当署では独自のリーフレットの作成や庁内にWBGT値（日々更新）などを掲示しています！



令和5年の労働災害発生状況について（確定値）

※死傷者数は休業4日以上のもの
※新型コロナウイルス感染症を除く

令和6年の労働災害発生状況について（4月末集計）

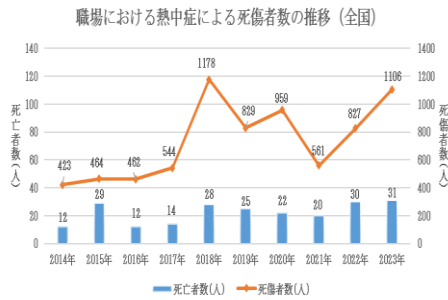
※死傷者数は休業4日以上のもの
※新型コロナウイルス感染症を除く

	令和5年 (死亡者数)		令和4年 (死亡者数)		対前年比 増減数、増減率			令和6年 (死亡者数)		令和5年 (死亡者数)		対前年比 増減数、増減率	
全産業	54		53		1	1.9%	全産業	13		21		-8	-38.1%
製造業	14		15		-1	-6.7%	製造業	5		4		1	25.0%
建設業	8		7		1	14.3%	建設業	1		4		-3	-75.0%
運送業	0		1		-1	-100.0%	運送業	0		0		0	0.0%
林業	7		2		5	250.0%	林業	2		2		0	0.0%
小売業	4		3		1	33.3%	小売業	2		1		1	100.0%
社福祉	4		4		0	0.0%	社福祉	2		1		1	100.0%
旅館業	1		2		-1	-50.0%	旅館業	0		0		0	0.0%
その他	16		19		-3	-15.8%	その他	1		9		-8	-88.9%

熱中症対策は万全ですか!?

気象庁の発表によると今年の6月～8月の気温は
平年より高く、**厳しい暑さ**となる見込です！

- ①WBGT値の把握と値に応じた熱中症予防対策
- ②糖尿病、高血圧症など疾病を有する者への配慮
- ③熱中症に関する教育 を講じてください



令和5年の
全国の熱中症
による死傷者
数は1,106人
と直近10年間
で**2番目の多
さ**であり、**3
年連続で増加**しています

5月の暑さ指数
一覧（WBGT・
その日の最高
値・八幡地点）
※庁舎1階に掲
示しています



6月は「外国人雇用啓発月間」です!!

外国人労働者の適正な
雇用・労働条件の確保
をお願いします!

- ☆不法就労防止
- ☆母国語や視聴覚教材
を用いる等外国人労働
者が内容を確実に理解
できる方法による安全
衛生教育の実施 etc.

ともに創ろう。みんなが働きやすい職場
～外国人雇用はルールを守って適正に～
6月は「外国人雇用啓発月間」

外国人労働者を雇用している事業主の方へ
外国人労働者の雇用にあたっては、以下の点に留意していただく必要があります。

- ✓ 労働で得た収入が公平な賃金であることを確認していますか？
- ✓ 労働法を守り、労働・社会保険に加入していますか？
- ✓ 日本語教育や生活上・職場上の相談に配慮していますか？
- ✓ 労働時間や休日・休暇に配慮していますか？
- ✓ 外国人労働者の雇用にあたっては、労働者に「ハローワークへ
外国人雇用啓発月間を実施していますか？」

詳しくは、ハローワーク（公共職業安定所）、都道府県労働局にお問い合わせください。

厚生労働省

令和6年度エイジフレ
ンドリー補助金の申請が
受付開始されました

高年齢労働者（60歳
以上）の労働同災害
防止に取り組む中小
企業事業者の皆様を
支援します!

交付申請書類受付期間
令和6年5月7日～令和6年10月31日（当日消印有効）

支払請求書類受付期間
令和7年1月31日（当日消印有効）

→ガイドライン

→補助金

令和6年度 全国安全週間
スローガン

本週間 7月1日～7日
準備期間 6月1日～30日

危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全

令和6年の郡上市内の労働災害発生状況について（5月末集計）

※死傷者数は休業4日以上のもの

	令和6年 (死亡者数)		令和5年 (死亡者数)		対前年比 増減数、増減率	
全産業	16		24		-8	-33.3%
製造業	6		5		1	20.0%
建設業	1		4		-3	-75.0%
運送業	0		0		0	0.0%
林業	4		4		0	0.0%
小売業	2		1		1	100.0%
社福祉	2		1		1	100.0%
旅館業	0		0		0	0.0%
その他	1		9		-8	-88.9%

担当者の一言

・休業4日以上
の労働災害（16件）の
うち、事故の型別では、
**転倒4件（25%）、
墜落・転落4件
（25%）、**切れ、こ
すれ3件、はさまれ、
巻き込まれ3件の順
に発生しています。
・通路での転倒、機
械や階段からの墜
落・転落災害防止の
ため、作業に応じた
安全靴の選定及び使
用、危険の見える
化・転倒予防体操・
教育を実施するなど
対策を講じてくださ
い。

日本安全靴工業会
安全靴の
選び方

日本プロテクティ
ブスニーカー協会

令和6年上半期（1月～6月末）の郡上市内の労働災害発生状況について

※新型コロナウイルス感染症を除く ※死傷者数は休業4日以上のもの

①災害発生件数

	令和6年 (死亡者数)		令和5年 (死亡者数)		対前年比 増減数、増減率	
全産業	17		29		-12	-41.4%
製造業	6		8		-2	-25.0%
建設業	1		4		-3	-75.0%
運送業	0		0		0	
林業	4		5		-1	-20.0%
小売業	2		2		0	0.0%
社福祉	2		1		1	100.0%
ゴルフ場	1		0		1	
その他	1		9		-7	-77.8%

「ポイント」

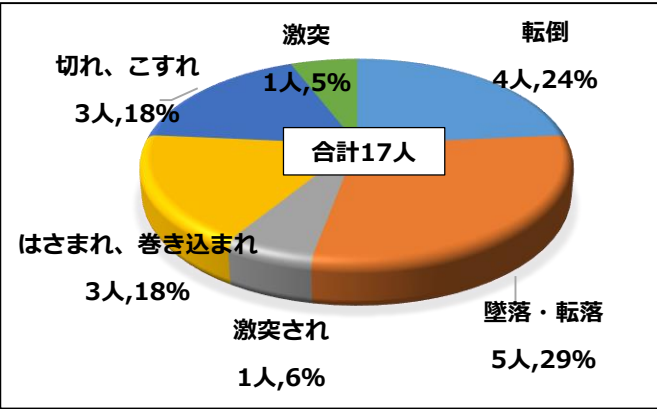
①労働災害による休業4日以上死傷者数は、17人と、前年同期比の29人から12人の減少となりました。

②業種別では、製造業における死傷者が6人と全産業で発生した労働災害の約3割(35%)を占めています。次いで林業4人(23%)、小売業・社福祉2人(11%)の順に多く発生しています。

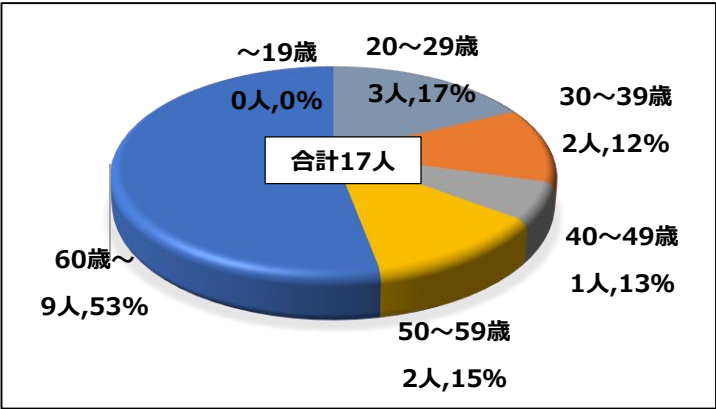
③事故の型別では、「墜落・転落」が29%(5人)と最も多く、次いで「転倒」24%(4人)の順に多く発生しています。

④年齢別では、60歳以上の労働者が占める割合が53%(9人)と労働災害の約5割を占めています。

②事故の型別発生状況



③年齢型別発生状況



各種助成金・補助金のご案内

①団体経由産業保健活動推進助成金

★事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行います

●実施計画提出

 ◇切：令和6年12月27日（金）

●助成金の支給 令和7年7月31日◇

☆お問い合わせ先

労働者健康安全機構
勤労者医療・産業保健
部産業保健業務指導課



②受動喫煙防止対策助成金

★健康増進法で定める既存特定飲食提供施設において行う受動喫煙防止対策の費用の一部を支援します

●助成内容 上限100万円

☆助成金の申請・相談等

労働基準部健康課
または
健康安全課



③高度安全機械等導入支援補助金

★所定の建設機械に厚労省指定の安全装置を取り付けると補助金を支給します

●Web登録期間

 令和6年4月10日（水）～
 令和7年1月24日（金）まで

●補助金 1機100万円(上限)

☆お問い合わせ先

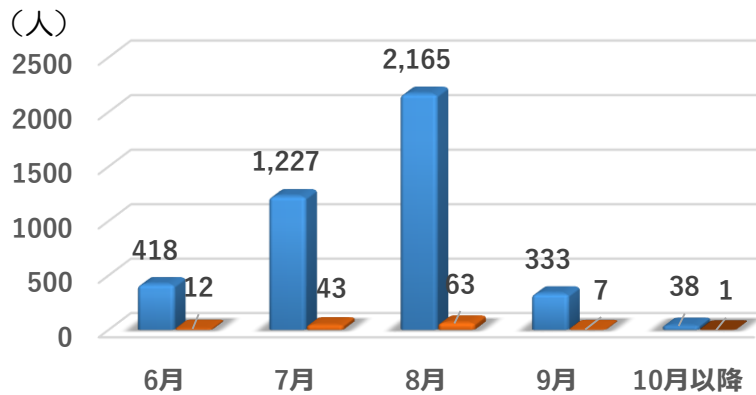
建災防
高度安全機械導入
支援補助金事務
センター 詳しくは



熱中症災害ゼロへ ～ 熱中症から命を守る行動を ～

【注意点①】
8月は1年で最も熱中症による死傷者数が多い月です

全国の熱中症による月別死傷者数（平成31年～令和5年計）



厚生労働省HP参照

■死傷者数 ■死亡者数

【注意点②】
お盆休み明けには要注意
が必要です

数日間でも暑い作業から離
れると暑熱順化（暑さへの
慣れ）の効果はなくなりま
す



厚生労働省『働く人
の今すぐ使える熱中
症ガイド』参照



※手の甲の皮膚をつまみ上げて
放し、もとに戻るのに**2秒以上**
かかれば「**脱水**」の疑いあり

【対策①】こまめな水分補給・休憩

のどの渇きにかかわらず、定期的（**30分ごと**）にスポーツ飲料、経口補水液をコップ1杯（**200ml**）飲むようにしましょう！
休憩は、**涼しいところ**で、体**に水をかける**など**身体冷却**を！
△水分を摂らず塩飴だけ舐めても効果はありません！！



【対策②】生活習慣を整える

前 日⇒ぐっすり眠る、飲酒は控えめに
仕事前⇒しっかり食事をして体調確認を

☆簡単にできる脱水症状の確認方法



熱中症の予備軍
『**隠れ脱水症**』のを見つけ方
爪押しでセルフチェック



手の親指の爪を逆の側でつまむ
つまんだ指を離したとき、白かった爪の色がピンクに戻るのに3秒以上かかれば脱水症を起している可能性があります

令和6年の郡上市内の労働災害発生状況について(7月末集計)

※新型コロナウイルス感染症を除く ※死傷者数は休業4日以上のもの

	令和6年 (死亡者数)		令和5年 (死亡者数)		対前年比 増減数、増減率	
全産業	22		31		-9	-29.0%
製造業	7		9		-2	-22.2%
建設業	2		4		-2	-50.0%
運送業	1		0		1	
林業	5		5		0	0.0%
小売業	3		2		1	50.0%
社福祉	2		1		1	100.0%
旅館業	0		0		0	
その他	2		10		-8	-80.0%

担当者の一言

・休業4日以上労働災害（22件）のうち、事故の型別では、**転倒7件（32%）、墜落・転落6件（27%）、切れ、こすれ3件、はさまれ、巻き込まれ3件**の順に多く発生しています。
・年齢別では**60歳以上**の労働者が占める割合が**50%（11人）**と最も高く、**全体の半数**を占めています。
⇒通路での転倒災害が多いことから、**通路、階段に物を放置していないか、転倒を予防するための運動・教育**を行うなど対策を講じましょう！

広報はちまん安全ヨシ!!【9月号】

刊行：岐阜八幡労働
基準監督署

9月は
職場の健康診断実施強化月間 です
◎健康診断及び事後措置の実施の徹底
◎医療保険者との連携をお願いします


 令和6年
 10月1日～
 時間額

労働安全衛生関係の一部の手續の電子申請が義務化されます
令和7年（2025年）1月1日から

【原則義務化される手続一覧】

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告



電子申請に当たっては、【**労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス**】をご活用いただくことでスムーズに申請できます

※1 届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイダンスに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。

※2 入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。

令和6年の郡上市内の労働災害発生状況について
(8月末集計) ※新型コロナウイルス感染症を除く ※死傷者数は休業4日以上のもの

※新型コロナウイルス感染症を除く ※死傷者数は休業4日以上のも

	令和 6 年 (死亡者数)		令和 5 年 (死亡者数)		対前年比 増減数、増減率	
全産業	27		34		-7	-20.6%
製造業	9		11		-2	-18.2%
建設業	2		4		-2	-50.0%
運送業	1		0		1	
林業	5		5		0	0.0%
小売業	3		2		1	50.0%
社福祉	2		1		1	100.0%
旅館業	0		0		0	
その他	5		11		6	54.5%

[illegible]

労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されます

令和7年（2025年）1月1日から

事業者は、以下のような場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告を労働基準監督署長に提出しなければなりません。

（労働安全衛生法第100条、労働安全衛生規則第97条）

(1)労働者が労働災害により死亡し、又は休業したとき

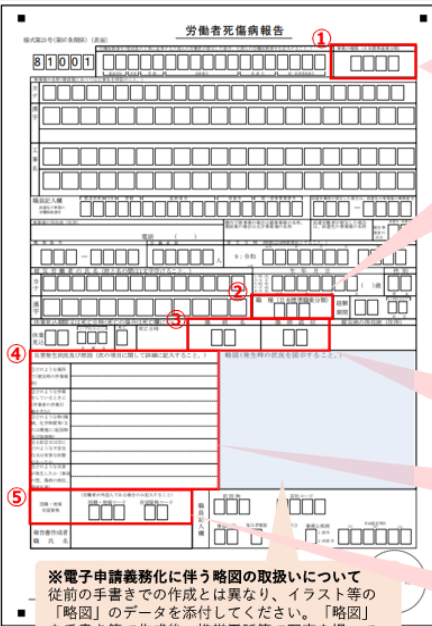
(2)労働者が就業中に負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき

(3)労働者が事業場内又はその附属建設物内で負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき

電子申請に当たっては、【**労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス**】をご活用いただくことでスムーズに申請できます

【主な改正内容】

- ・これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。
- ※ 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。



①事業の種類

日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。
(例) 製造業>食品製造業>水産食品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業

②被災者の職種

日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。
(例) 生産工程従事者>製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)>食品製造従事者

③傷病名及び傷病部位

該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。
(例) 傷病名：負傷>切断
傷病部位：頭部>鼻

④災害発生状況及び原因

5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

⑤国籍・地域及び在留資格

該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。

令和6年の郡上市内の労働災害発生状況について

(9月末集計) ※新型コロナウイルス感染症を除く ※死傷者数は休業4日以上のも

	令和6年 (死亡者数)		令和5年 (死亡者数)		対前年比 増減数、増減率	
全産業	31		38		-7	-18.4%
製造業	11		12		-1	-8.3%
建設業	2		4		-2	-50.0%
運送業	1		0		1	
林業	5		5		0	0.0%
小売業	3		2		1	50.0%
社福祉	2		1		1	100.0%
旅館業	0		0		0	
その他	7		14		-7	-50.0%

「石綿障害防止説明会」を開催します！

◎日時：11月7日（木）
14時00分～16時00分
（13時15分開場）

◎場所：
郡上市総合文化センター
4階 第2大会議室

◎主な内容：
①石綿の有害性と事前調査について
（中央労働災害防止協会
安全・衛生管理士）
②石綿解体における法律の
規制について(当署担当者)
③労働災害の発生状況につ
いて（当署担当者）

◎参加申込：11/1(金)ㄨ
当署 監督・安衛課までお
問い合わせください。
電話：0575-65-2101
◎その他：定員50名(先着)



令和6年度冬季（令和6年11月1日～令和7年3月31日）
郡上地域 STOP! 転倒災害プロジェクト

郡上市内の過去5年間に発生した転倒災害は**77件**あり、令和5年（1月～12月）に発生した休業4日以上**の労働災害の約3割が転倒災害**によるものでした。また、**12月～2月**における転倒災害は3月～11月に比べ、月平均で**2倍以上**発生しています。
【転倒災害防止対策例】

4Sの徹底

建物内出入
口で雪を除去

適切な靴を
選ぶ

整理

整頓

清潔

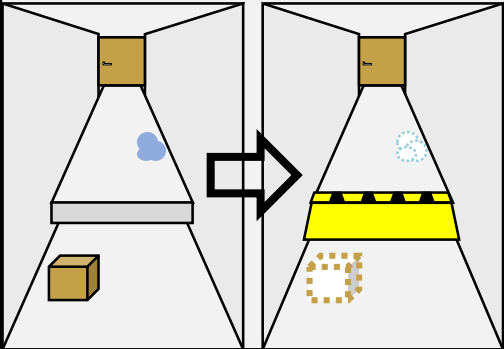
清掃

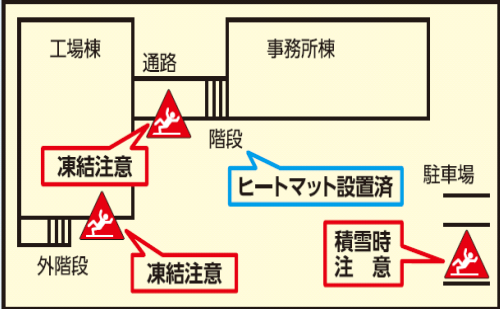


▶ 躓く原因の排除

▶ ハザードマップの作成

▶ 路面を凍結させない工夫







ヒートマット

令和6年の郡上市内の労働災害発生状況について
(10月末集計) ※新型コロナウイルス感染症を除く ※死傷者数は休業4日以上のもの

	令和6年 (死亡者数)		令和5年 (死亡者数)		対前年比 増減数、増減率	
全産業	32		45		-13	-28.9%
製造業	11		13		-2	-15.4%
建設業	2		6		-4	-66.7%
運送業	1		0		1	
林業	6		6		0	0.0%
小売業	3		3		0	0.0%
社福祉	2		2		0	0.0%
旅館業	0		1		-1	-100.0%
その他	7		14		-7	-50.0%

新たな化学物質管理講習会
を開催します！

◎日時：12月10日(火)
14時00分～16時00分
(13時30分開場)

◎場所：郡上市産業プラザ
4階 交流ホール

◎主な内容：
①リスクアセスメントの概要について（当署署長）
②新しい化学物質管理等による健康障害防止対策について（当署担当者）
③職場における健康づくりについて（岐阜県関係保健所健康増進課担当者）

◎参加申込：12/3(火)迄
当署 監督・安衛課までお問い合わせください。
電話：0575-65-2101

◎その他：定員50名(先着)



労働安全衛生関係の一部の手續の電子申請
が義務化されます
令和7年（2025年）1月1日～

- 【原則義務化される手続一覧】
- 労働者死傷病報告
 - 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/
産業医の選任報告
 - 定期健康診断結果報告
 - 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等
報告
 - 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
 - じん肺健康管理実施状況報告
- ★電子申請に当たっては、【**労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス**】をご利用いただくことでスムーズに申請できます
- ※1** 届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイダンスに基づき入力した情報を**e-Gov**を介して**直接電子申請することが可能**です。
- ※2** 入力した情報はお使いの端末に保存できますので、**作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です**。



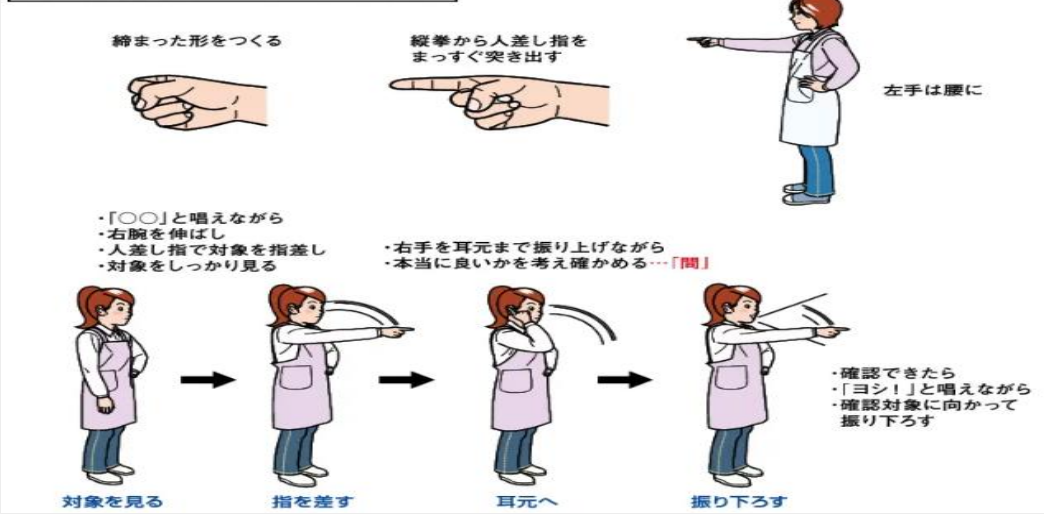
令和6年の郡上市内の労働災害発生状況
について(11月末集計)

※新型コロナウイルス感染症を除く ※死傷者数は休業4日以上のもの

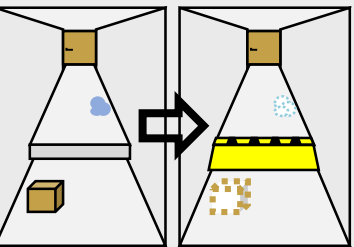
	令和6年 (死亡者 数)	令和5年 (死亡者 数)	対前年比 増減数、増減率	
全産業	35	47	-12	-25.5%
製造業	11	13	-2	-15.4%
建設業	2	6	-4	-66.7%
運送業	2	0	2	
林業	7	6	1	16.7%
小売業	3	3	0	0.0%
社福祉	3	3	0	0.0%
旅館業	0	1	-1	-100.0%
その他	7	15	-8	-53.3%

令和6年度 年末年始無災害運動
(令和6年12月1日～令和7年1月15日)

- 〇標語
**今年もやります！
基本作業の徹底
年末年始も無災害**
- 〇主唱者
中央労働災害防止協会
- 〇後援
厚生労働省
- 〇実施事項（一部例示として記載）
①非定常作業時の安全確認の徹底 ☆パトロール、KYの実施、**指差し呼称**
行動の要所要所での確認法(基本型)



- ②転倒災害防止
☆「歩きスマホ」の禁止、滑りにくい靴の着用、安全な照度の確保、**整理整頓の徹底** など



- ③交通ルールの遵守
☆出発前は車のタイヤの摩耗状態を確認、急ハンドル・急ブレーキ・急発進は避ける、**車間距離を十分に確保** など



令和6年（1月～12月末）の郡上市内の労働災害発生状況について

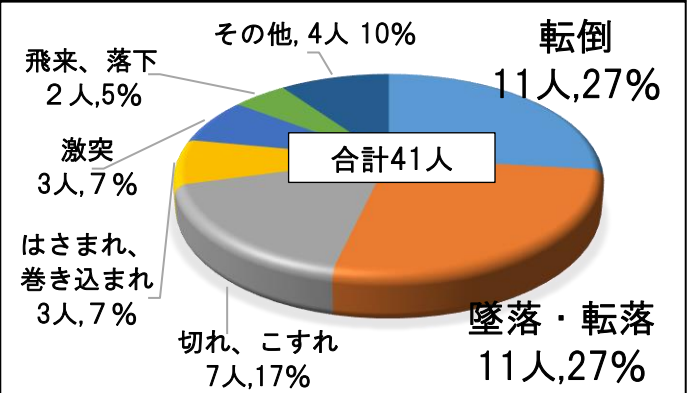
【速報値】

※新型コロナウイルス感染症を除く ※死傷者数は休業4日以上のもの

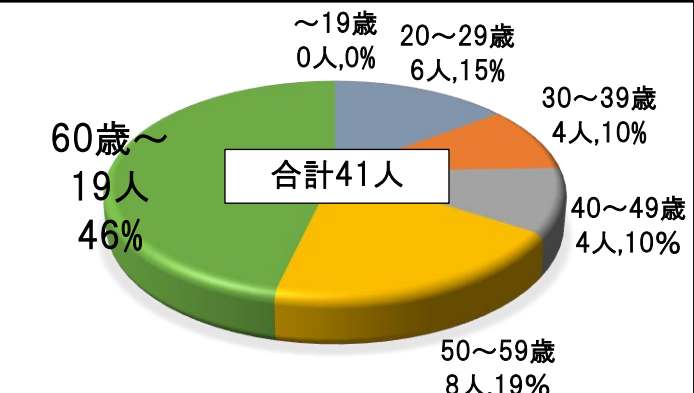
①業種別災害発生状況（直近3年分）

	令和6年 （死亡者数）		令和5年 （死亡者数）		対前年比 増減数、増減率		令和4年 （死亡者数）	
全産業	41		51		-10	-19.6%	47	
製造業	13		14		-1	-7.1%	13	
建設業	3		8		-5	-62.5%	6	
運送業	2		0		2		1	
林業	7		7		0	0.0%	2	
小売業	3		3		0	0.0%	3	
社福祉	3		3		0	0.0%	4	
ゴルフ場	1		0		1		0	
その他	9		16		-7	-43.8%	18	

②事故の型別災害発生状況



③年齢別災害発生状況



◎休業4日以上労働災害のうち、事故の型別で見ると「転倒」、「墜落・転落」がそれぞれ約3割を占めています。例年1月～3月までの期間中、凍結した路面に足を滑らせ転倒するもの、屋根上で雪かき作業中に墜落する災害が発生しています。

③屋根上で雪かきをする場合は、ヘルメットや墜落制止用器具を使用しましょう！

①滑りにくい靴を着用しましょう！

②建物内に雪や水を入れないようにしましょう！

ヒートマット



2月は「化学物質管理強調月間」です！

○スローガン

「正しく理解 正しく管理 化学物質と向かい合おう」

※実施事項

1. 製造し、又は取り扱う化学物質の把握

2. 安全データシート(SDS)等による危険有害性等の確認

3. 特定化学物質障害予防規則等の遵守の徹底



個人ばく露測定



4. リスクアセスメントの実施

5. 化学物質管理者の選任状況の確認

6. 緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施 etc...

製品安全データシート

作成者 (法人にあってはその名称)
住所
担当部門
電話番号
緊急連絡先
E-mail
作成・改訂日

1. 化学物質等の名称

2. 危険有害性の要約
GHS分類
標準 

3. 組成、成分情報
名称
成分及び含有量
化学式または構造式
官報公示整理番号 (安衛法、化審法)
CAS番号

4. 応急措置
吸入した場合
皮膚に付着した場合
眼に入った場合
飲み込んだ場合
...

5. 火災時の措置
消火方法
消火剤
...

6. 漏出時の措置
人体に対する注意事項、保護具、緊急措置
環境に対する注意事項
回収、中和
...

令和6年の労働災害発生状況について
(令和7年1月末集計) ※死傷者数は休業4日以上のもの
※新型コロナウイルス感染症を除く

	令和6年	令和5年	対前年比 増減数、増減率	
全産業	44	51	- 7	-13.7%
製造業	15	14	+ 1	7.1%
建設業	3	8	- 5	-62.5%
運送業	2	0	+ 2	
林業	7	7	0	0.0%
小売業	3	3	0	0.0%
社福祉	3	3	0	0.0%
旅館業	1	1	0	0.0%
その他	10	15	- 5	-33.3%

令和7年の労働災害発生状況について
(1月末集計) ※死傷者数は休業4日以上のもの
※新型コロナウイルス感染症を除く

	令和7年	令和6年	対前年比 増減数
全産業	3	0	+ 3
製造業	1	0	+ 1
建設業	0	0	0
運送業	0	0	0
林業	0	0	0
小売業	0	0	0
社福祉	0	0	0
旅館業	0	0	0
その他	2	0	+ 2

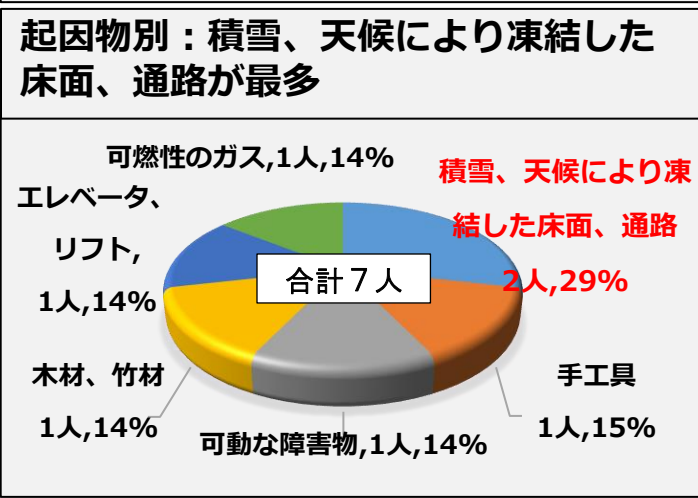
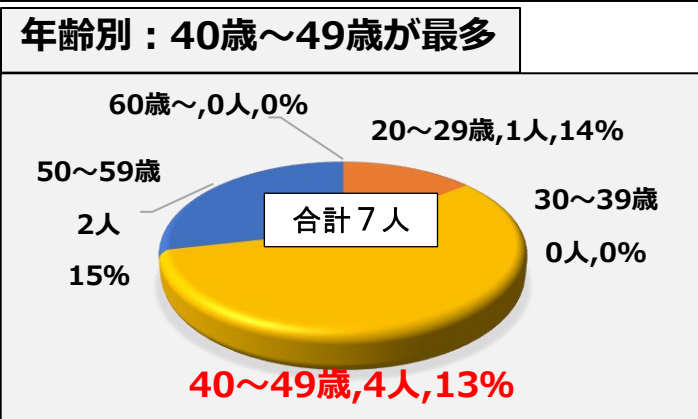
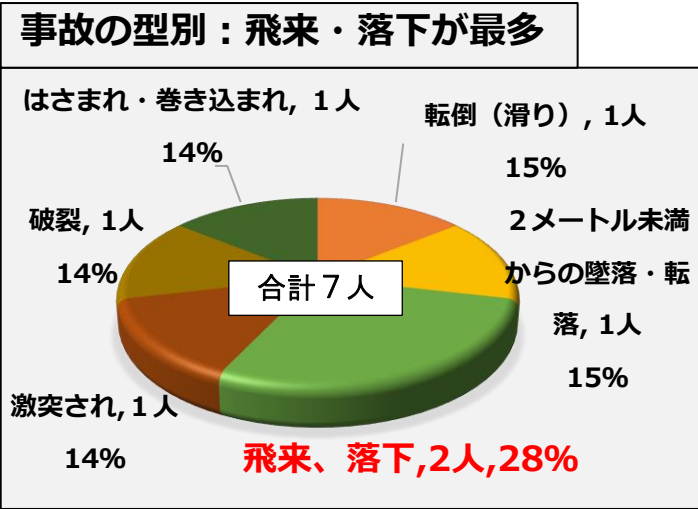
△労働災害の発生防止に一層の注意をお願いします△
～令和7年1月・2月の労働災害が前年に比べ増加しています（+250.0%）～

令和7年の労働災害発生状況について (令和7年2月末集計) ※死傷者数は休業4日以上のもの ※新型コロナウイルス感染症を除く			
	令和7年	令和6年	対前年比 増減数／増加率
全産業	7	2	+ 5 / +250.0%
製造業	1	2	- 1 / -50.0%
建設業	0	0	0
運送業	0	0	0
林業	1	0	+ 1
小売業	0	0	0
社福祉	0	0	0
旅館業	0	0	0
その他	5	0	+ 5

その他の接客娯楽業：2件
その他の商業：1件
その他の廃棄物処理業：1件
浴場業：1件

【災害の発生状況】
◎冬季に関連する災害が多く発生しました（除雪作業中2件、凍結した路面で転倒1件、ストーブ付近での作業中1件）
◎作業標準の未作成、労働者への教育不足による災害が多く発生しました

【災害の発生防止対策】
①作業標準【作業手順書】の作成及び教育
ステップ1：作業内容の洗い出し
ステップ2：洗い出した作業内容を分解し、リスクと対策を検討
ステップ3：検討した結果を作業手順書に取りまとめる
ステップ4：作業手順書を基に労働者へ教育を実施する（適宜）



②転倒災害防止
厚生労働省HP上の特設ページを参照
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html>



整理整頓の徹底 体力チェック 職場3分エクササイズ